

株式会社東京躯体

サステナビリティ ガイドライン

2026年版

1. サステナビリティガイドライン要旨

持続可能な社会の発展に向けて、企業が率先して環境課題や人権などの社会課題に取り組み、その責任を果たすことがより強く求められるようになり、その傾向はますます強くなっていくなかにおいて、当社の主要取引先である大成建設株式会社が制定する「大成建設グループサステナブル調達ガイドライン」に沿った、自社の方針を定め、大成建設グループのサプライチェーン全体での取り組みに協力するとともに、社会に貢献し信頼される企業を目指します。

2. サステナビリティガイドライン 11 項目

- (1) 法令・社会規範の遵守
- (2) 公平・公正な取引
- (3) 人権の尊重
- (4) 安全・衛生の推進
- (5) 環境保全への取り組み
- (6) 安全性・品質の確保と向上
- (7) 情報開示
- (8) 情報セキュリティの徹底
- (9) 社会貢献活動への取り組み
- (10) 災害時における事業活動の継続
- (11) サステナブル調達の推進（取引先に対する啓発活動）

3. 11 項目の詳細

(1) 法令・社会規範の遵守

法令・社会規範を遵守する。

- ①事業活動を行う国内において、適用される関連法規・基準・社会規範等を遵守する。
- ②コンプライアンスを徹底するための方針、行動規範・教育などの体制を構築する。
- ③社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・に対しては毅然とした態度で臨み警察などの機関と連携して絶縁を徹底し、不当な要求には応じない。
- ④自社従業員や取引先従業員からの内部通報制度を整備し、通報者の権利を保護する。
- ⑤自社及び他者の知的財産権侵害しない。
- ⑥取引先などの従業員とは透明性の高い健全な関係を維持し、贈賄等あらゆる形態の腐敗行為や誤解を受ける行為は行わない。
- ⑦適切な社会保険に加入するとともに、労働者についてもその実態を踏まえ、雇用関係であると判断される場合は、雇用契約を締結し適切な社会保険に加入させる。

（２）公平・公正な取引

対等なパートナーとして、公正・公平な取引を推進し、取引先の選定は、価格・納期の確実性・技術力・経営状況等を総合的に評価して行う。

- ①取引先とは、適切な見積書の受領や着工前の書面契約など、公正かつ透明な手続きに則って契約する。
- ②取引先は、コスト競争力、品質の確保、納期の確実性、技術力、資金力、企業としての社会的信用、環境や人権など社会課題への配慮、経営状況等合理的な基準に基づいて選定する。
- ③取引先に不当な利益や優遇措置を求めるなどの優遇的地位の濫用を禁止するとともに、透明性・自由な競争を阻害する行為を行わず、対等で公正な取引による共存共栄を目指す。

（３）人権の尊重

従業員の基本的人権を尊重し、適切な労働条件の確保に努める。

- ①大成建設グループの「人権方針」を理解し、大成建設グループと協働して人権尊重のための取り組みを進める。取り組みの推進にあたっては、人権関連法令を遵守する。
- ②従業員や事業に関係する者の基本的人権及び多様性を尊重し、人種・国籍・宗教・性別・性的指向・性自認・年齢・社会的身分・障害や傷病の有無・身体的特徴を理由とした差別・ハラスメント・プライバシー侵害など、人権を侵害するあらゆる行為を禁止する。各国・地域及び従業員の宗教的な文化、伝統や習慣を尊重し、一律の就業規則等によりそれを妨げることがないように配慮する。
- ③従業員の賃金・労働環境改善等を求める権利を支持・尊重する。
- ④従業員の賃金は、最低賃金、超過勤務手当、控除その他賃金に関する関連法令を遵守したうえで、経験や技能に見合った適切な賃金を支払うとともに、生活賃金以上の支払いに努める。
- ⑤社会的弱者や脆弱な立場に置かれ得る個人の人権尊重に十分に配慮する。また、あらゆる形態の児童労働、強制労働、人身売買を排除する。
- ⑥従業員及び取引先の労働安全衛生に配慮し、長時間労働を改善する。労働時間・休日・休暇の付与等に関する関連法令を遵守し、従業員の健康・福祉を害する過剰な労働時間を削減・排除する。
- ⑦従業員の育成やキャリアアップについては、全従業員に平等に機会を提供する。また、従業員の懲戒処分については、方針・手順を明確に定め、あらかじめ従業員に周知するとともに、人権を侵害する不当な懲罰・懲戒処分は行わない。
- ⑧事業活動が地域社会の人々に与える潜在的な影響に配慮し、賄賂と腐敗の課題に対処し、地域社会との共生に努める。
- ⑨大成建設グループが実施する人権デュー・ディリジェンスに協働して取り組み、事業活動による人権への負の影響の防止・軽減に努める。

(4) 安全・衛生の推進

安全で衛生的な職場環境を維持し、労働災害の防止に努める。

- ①従業員が心身ともに健康で安心して働けるよう、職務上の安全・衛生の確保と、メンタルヘルスケアに配慮した快適な職場環境を整備する。
- ②労働安全衛生マネジメントシステムに基づく適切な安全衛生管理体制、災害防止活動により労働災害を防止する。
- ③地域社会の安全・衛生の確保を徹底し、第三者災害を防止する。

(5) 環境保全への取り組み

自然環境を保護し、環境への負荷低減・汚染防止を図る。

- ①大成建設グループの「環境方針」、「グループ長期環境目標」及び「生物多様性宣言」を理解し、持続可能な環境配慮型社会の実現に向けて、大成建設グループと協働して「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現及び「森林資源・森林環境」「水資源・水環境」の2つの個別課題の解決のための取り組みを進める。
- ②エネルギーの使用量を把握し、エネルギーの使用削減や効率的な利用、再生可能エネルギーの利用等により、温室効果ガスの排出を削減し、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ③水資源の保全のために、上水使用の節減や再利用を推進する。
- ④産業廃棄物、有害化学物質、汚染物質の排出を削減するとともに、関係法令の遵守及び事業に伴う排水管理を含めた適正管理により「環境事故ゼロ」を達成し、大気・水質・土壌・生態系の劣化を防止する。
- ⑤大成建設グループが実施する環境デュー・ディリジェンスに協働して取り組み、事業活動による環境への負の影響の防止・軽減に努める。

(6) 安全性・品質の確保と向上

建設生産物やサービスの安全性・品質を確保し、それらの更なる向上に努める。

- ①建設生産物・関連サービス・資機材の提供にあたっては、契約内容や法令・基準等に則って、品質マネジメントシステムの下で最適な技術・材料・工法による施工・関連サービスを提供し、発注者の要求品質を誠実に実現する。
- ②環境・社会的課題の解決に向けた技術・サービスの質の向上に向け、自主的・継続的な技術力の向上、新技術の開発を行う。
- ③品質に関する事故・不具合が発生した場合は、速やかな報告と適切な対応を行う。

(7) 情報開示

ステークスホルダーに対して、適時・適切に情報提供・開示を行う。

- ①事業活動等の企業情報を自主的かつ適切に開示し、幅広いステークスホルダーとのコミュニケーションを促進する。

（８）情報セキュリティの徹底

機密情報・個人情報・顧客情報を適切に管理・保護する。

- ①機密情報・個人情報・顧客情報等の管理を徹底し、不正・不当な利用と開示、及び漏洩を防止する。
- ②自社のＩＴ環境（コンピュータ・ネットワーク）に関する脅威（ウィルス等）に対する防衛策を講じて情報漏洩等を防止する。

（９）社会貢献活動への取組み

自社の経営資源を活用した社会貢献活動を推進する。

- ①地域社会との交流、環境保全活動などに積極的に参画するとともに、従業員の自発的参加による社会貢献活動を尊重し支援する。

（１０）災害時における事業活動の継続

大規模災害・事故が発生した場合でも、国・地方自治体・企業等の事業継続に貢献できるよう、体制整備に努める。

- ①従業員とその家族の生命、及び身体の安全確保を最優先に、加えて会社施設等の被害の最小化に努める。
- ②平時から災害（自然災害・火災）や伝染病の蔓延等に備えた体制を構築するとともに訓練等によりその有効性を検証・改善し、有事の際のサプライチェーンを維持する。
- ③社会インフラや施工物件の応急措置、及び復旧活動を通じて、国・地方自治体・企業等の事業継続、及び市民の生活環境の維持に協力する。

（１１）サステナブル調達の推進（取引先に対する啓発活動）

大成建設グループの「調達方針」「サステナブル調達ガイドライン」を理解・協力し、サステナブル調達活動を推進する。

- ①直接的、または間接的な取引関係のある取引先に、大成建設グループの「調達方針」「サステナブル調達ガイドライン」への理解と協力を求め、サステナブル調達活動を推進する。